

■ 親族里親への委託対象となる児童の要件について

資料 8

<改正基準案>

現行基準案	改正基準案	根拠法令等
次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。	次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。	
ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。	ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。	児童福祉法施行規則第1条の39
イ 里親申込者へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない状況にあること。(注4)	イ 里親申込者へ親族里親としてその養育を委託しなければ、その親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況等にあること。	里親制度運営要綱第5の5(3)
(注4) 親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として児童福祉施設への入所措置を余儀なくされる場合に適用する。	(解説) アの「死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと」には、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合などが含まれること。 イの「経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況等」を確認するため、里親申込者の世帯の最大給与所得者の所得額が、目安として以下の所得額を下回っていることを確認すること。 【目安とする所得額は下記太枠内】	里親制度運営要綱第5の5(2) なし(下記理由による)

<児童扶養手当の支給対象所得額を目安に用いる理由>

公的年金を受給しながら保護者に代わり児童を養育する祖父母については、児童扶養手当の支給対象ではなかったことから、平成14年度に児童の生活費等を援助することができる親族里親制度が創設された。

こうした経緯を踏まえ、本来であれば児童扶養手当が支給される程度の所得額を親族里親として認定する際を目安として設定する。

<児童扶養手当の所得制限限度額>

扶養親族 等人数	受給資格者本人				配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0人	約92万円	19万円	約311万円	192万円	約373万円	236万円
1人	約130万円	57万円	約365万円	230万円	約420万円	274万円
2人	約172万円	95万円	約413万円	268万円	約468万円	312万円
3人	約227万円	133万円	約460万円	306万円	約515万円	350万円
4人	約281万円	171万円	約508万円	344万円	約563万円	388万円
5人	約336万円	209万円	約555万円	382万円	約610万円	426万円

※政令上は所得額で規定されており、ここにある収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した参考値である。